

## 地下街等における水害時の避難支援対策の推進について

地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念される中、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、ハザードマップの整備や情報伝達体制の構築といったソフト対策を両輪として進めていくことが重要です。

そのような状況の下、従前の浸水想定区域内の地下街等への洪水予報の情報伝達に加え、避難確保計画の作成を盛り込んだ平成17年の水防法改正から3年が経過したところですが、施策への取り組みが本格化しており、水害に対する地下街等の備えが着実に進んできています。

平成19年度の施策推進のための取り組みとして、市町村を支援するために水防法第15条AP推進チーム（以下、APチーム）を設置し、各地方整備局および各都道府県の連携を強化してきました。各APチームにおいては、アクションプログラムを作成し、目標（優先順位・スケジュール等）等を設定した上で、地域防災計画への施設の規定を待つことなく、施設リストの作成を進めてきました。

その結果、平成20年3月31日時点（予定含む）で浸水想定区域内にあり、河川の氾濫により浸水する可能性のある地下街等をもつ市町村が79ありますが、その内、21市町村で、市町村地域防災計画への位置づけがなされました。

対 象	79市区町村
地域防災計画に規定済み	21市区町村（27%）
施設リスト、連絡方法等が準備済み	47市区町村（59%）
合 計	68市区町村（86%）

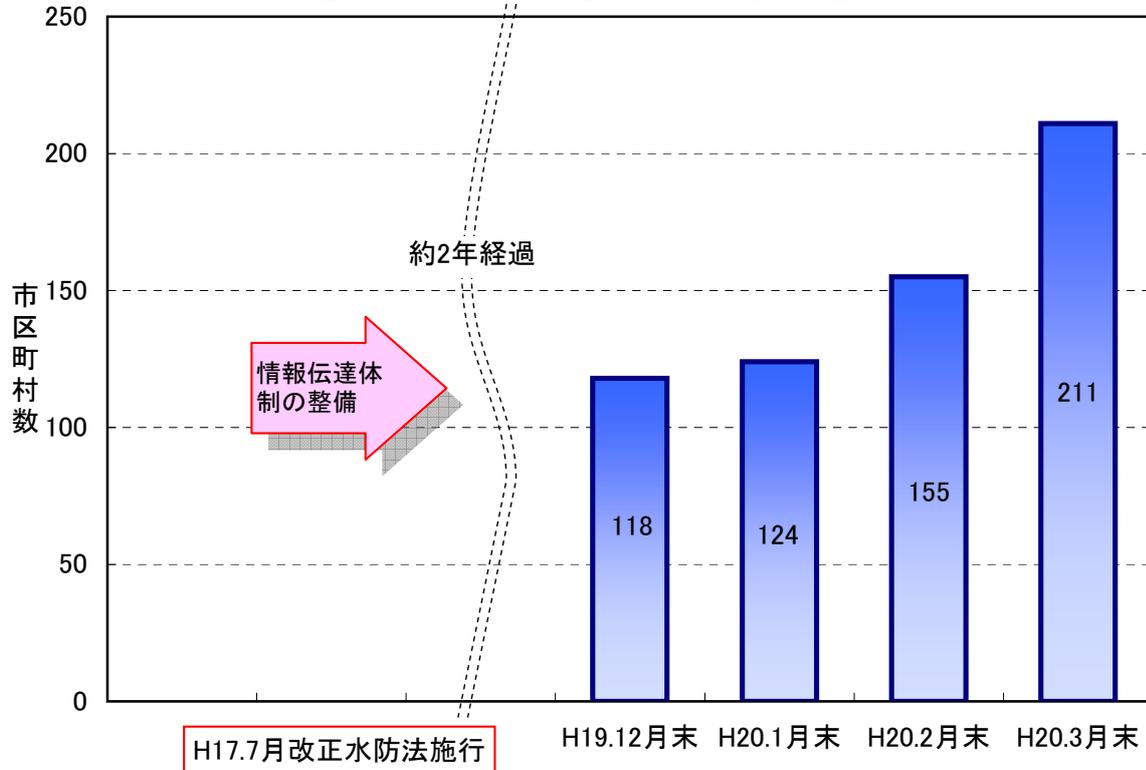
※避難確保計画については7市内の施設で作成済み

なお、浸水想定区域の公表河川の増加に伴い、浸水可能性のある施設を持つ市町村数の増加が見込まれます。

平成22年度までに浸水想定区域内における地下街等を市町村地域防災計画へ規定し、約100市町村の施設で洪水予報等の情報伝達を実施する予定であり、引き続き出水期までに地域防災計画の見直しを進め、情報伝達体制を整えるよう支援していくとともに、訓練を実施するなど備えを充実していくよう呼びかけています。

1) 洪水予報等：洪水予報または避難判断水位（水防法第十三条で規定される特別警戒水位）への水位の到達情報

## 災害時要援護者関連施設への情報伝達体制の整備状況 地域防災計画への規定済み市区町村数の推移



## 地下街等への情報伝達体制の整備状況 地域防災計画に規定済みの市区町村数の推移

